

令和4事業年度財務諸表

(労災年金担保債権管理回収勘定)

貸借対照表

(令和5年3月31日)

(労災年金担保債権管理回収勘定)

(単位：円)

科 目	金 額	
資産の部		
Ⅰ 流動資産		
現金及び預金	558,134,375	
1年以内回収予定長期貸付金	264,216,816	
未収収益	826,545	
貸倒引当金	△ 196,127	
流動資産合計		822,981,609
Ⅱ 固定資産		
1 有形固定資産		
建物	138,214	
減価償却累計額	△ 111,713	26,501
車両運搬具	6,049	
減価償却累計額	△ 421	5,628
工具器具備品	2,404,848	
減価償却累計額	△ 1,791,786	613,062
有形固定資産合計		645,191
2 無形固定資産		
ソフトウェア		144,621
無形固定資産合計		144,621
3 投資その他の資産		
長期貸付金	62,201,944	
破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権	1,431,950	
貸倒引当金	△ 308,972	
投資その他の資産合計	63,324,922	
固定資産合計		64,114,734
資産合計		887,096,343
負債の部		
Ⅰ 流動負債		
未払金	420,373	
未払費用	31,900	
預り金	22,558,954	
引当金		
賞与引当金	206,938	
その他	231,192	
流動負債合計		23,449,357
Ⅱ 固定負債		
資産見返負債（注）		
資産見返運営費交付金	4,665	
引当金		
退職給付引当金	3,736,439	
その他	354,121	
固定負債合計		4,095,225
負債合計		27,544,582
純資産の部		
Ⅰ 資本金		
政府出資金	836,162,627	
資本金合計		836,162,627
Ⅱ 利益剰余金		
前中期目標期間繰越積立金（注）	15,817,164	
積立金	3,949,348	
当期末処分利益	3,622,622	
（うち当期総利益）	(3,622,622)	
利益剰余金合計		23,389,134
純資産合計		859,551,761
負債純資産合計		887,096,343

(注) これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目です。

行政コスト計算書
(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

(労災年金担保債権管理回収勘定)

(単位：円)

科 目	金 額	
I 損益計算書上の費用		
労災年金担保債権管理回収業務費	7,659,074	
一般管理費	1,495,336	
雑損	76	
損益計算書上の費用合計		9,154,486
II その他行政コスト		0
III 行政コスト		9,154,486

損益計算書

(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

(労災年金担保債権管理回収勘定)

(単位：円)

科 目	金 額		
経常費用			
労災年金担保債権管理回収業務費			
人件費	1,638,581		
業務委託費	3,129,522		
労災年金担保債権管理回収業務経費	2,380,953		
減価償却費	236,670		
賞与引当金繰入	147,150		
退職給付費用	126,198	7,659,074	
一般管理費			
人件費	640,059		
管理経費	749,422		
減価償却費	100,433		
賞与引当金繰入	59,788		
退職給付費用	△ 54,366	1,495,336	
雑損			76
経常費用合計			9,154,486
経常収益			
労災年金担保債権管理回収業務収入		11,365,893	
資産見返運営費交付金戻入(注)		5,036	
雑益		1,339,030	
経常収益合計			12,709,959
経常利益			3,555,473
臨時利益			
貸倒引当金戻入益		39,727	39,727
当期純利益			3,595,200
前中期目標期間繰越積立金取崩額(注)			27,422
当期総利益			3,622,622

(注) これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目です。

純資産変動計算書
(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

(労災年金担保債権管理回収勘定)

(単位：円)

	Ⅰ 資本金		Ⅱ 資本剰余金					Ⅲ 利益剰余金 (又は繰越欠損金)					純資産合計
	政府 出資金	資本金合計	資本剰余金	その他行政コスト累計額			資本剰余金 合計	前中期目標期 間繰越積立金	積立金	当期未処分利 益 (又は当期 未処理損失)	うち当期総利 益 (又は当期 総損失)	利益剰余金 (又は繰越欠 損金) 合計	
				減資差益	減価償却相当 累計額 (-)	除売却差額 相当累計額 (-)							
当期首残高	1,974,640,888	1,974,640,888					0	15,844,586	3,002,354	946,994	-	19,793,934	1,994,434,822
当期変動額													
Ⅰ 資本金の当期変動額													
不要財産に係る国庫納付等による減資	△ 1,138,478,261	△ 1,138,478,261											△ 1,138,478,261
Ⅱ 資本剰余金の当期変動額													
減価償却													
固定資産の減損													
Ⅲ 利益剰余金 (又は繰越欠損金) の当期変動額													
(1) 利益の処分又は損失の処理													
前中期目標期間からの繰越し													
利益処分による積立									946,994	△ 946,994			
利益処分 (又は損失処理) による取り崩し													
国庫納付金の納付													
(2) その他													
当期純利益 (又は当期純損失)										3,595,200	3,595,200	3,595,200	3,595,200
前中期目標期間繰越積立金取崩額							△ 27,422			27,422	27,422		
Ⅳ 評価・換算差額等の当期変動額 (純額)													
当期変動額合計	△ 1,138,478,261	△ 1,138,478,261					0	△ 27,422	946,994	2,675,628	3,622,622	3,595,200	△ 1,134,883,061
当期末残高	836,162,627	836,162,627					0	15,817,164	3,949,348	3,622,622	3,622,622	23,389,134	859,551,761

キャッシュ・フロー計算書
(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

(労災年金担保債権管理回収勘定)

(単位：円)

区 分	金 額
I 業務活動によるキャッシュ・フロー	
貸付けによる支出	△ 48,486,100
人件費支出	△ 2,736,787
その他の業務支出	△ 9,300,538
貸付金の回収による収入	508,311,917
貸付金利息収入	12,473,976
その他の業務収入	987,104
業務活動によるキャッシュ・フロー	461,249,572
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 32,040
無形固定資産の取得による支出	△ 143,536
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 175,576
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
リース債務の償還による支出	△ 240,048
不要財産に係る国庫納付等による支出	△ 1,138,478,261
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,138,718,309
IV 資金減少額	△ 677,644,313
V 資金期首残高	1,235,778,688
VI 資金期末残高	<u>558,134,375</u>

利益の処分に関する書類
(令和5年6月29日)

(労災年金担保債権管理回収勘定)

(単位：円)

科 目	金	額
I 当期未処分利益		3,622,622
当期総利益	3,622,622	
II 積立金振替額		15,817,164
前中期目標期間繰越積立金	15,817,164	
II 利益処分額		
積立金	<u>19,439,786</u>	<u>19,439,786</u>

注記

1. 重要な会計方針

『「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」（令和3年9月21日改訂）』並びに『「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解に関するQ&A」（令和4年3月改訂）』（以下「会計基準」という。）を適用して、財務諸表等を作成しております。

なお、会計基準のうち、収益認識に係る改訂内容は令和5事業年度から適用します。

(1) 減価償却の会計処理方法

① 有形固定資産

定額法を採用しております。なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりとなっております。

建物	14 ～ 15年
車両運搬具	6年
工具器具備品	3 ～ 10年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(2) 退職給付引当金の計上基準

当該事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当該事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準を採用し、過去勤務債務及び数理計算上の差異は発生年度において一括費用処理しております。

(3) 貸倒引当金の計上基準

貸付金債権の貸倒れによる損失に備えるため、次の方法により計上しております。

破綻先に係る債権及び実質破綻先に係る債権については、債権ごとに保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。また、破綻懸念先に係る債権については、債権額から保証による回収可能見込額を控除し、その残額に対し合理的な方法により算出した予想損失率等に基づく貸倒引当金を計上しております。

なお、上記以外の債権については、合理的な方法により算出した予想損失率等に基づく貸倒引当金を計上しております。

ア 会計基準に基づき識別した会計上の見積りの内容を表す項目名
貸倒引当金

イ アに掲げる項目に係る当該事業年度の財務諸表に計上した金額
505,099 円

ウ アに掲げる項目に係る会計上の見積りの内容について国民その他の利害関係者の理解に資するその他の情報

(i) 当該事業年度の財務諸表に計上した金額の算出方法

貸倒引当金の算出方法については、「1. 重要な会計方針」「(3) 貸倒引当金の計上基準」に記載しております。

(ii) 当該事業年度の財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

利用者のほぼ全てが信用保証制度を利用していることから、貸出金の当面のリスクは過去

と同程度であるという仮定を置いております。

(iii) 翌事業年度の財務諸表に与える影響

債務者の信用状態、経済状況の大幅な変化等、将来の不確実性が高まるような状況においては、会計上の見積りに用いた主要な仮定が変動し、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に影響を与える可能性があります。信用保証制度の利用により保全されている債権が大多数を占めているため、貸倒引当金に与える影響は限定的であると考えております。

(4) 賞与引当金の計上基準

当該事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(5) リース取引の処理方法

リース料総額が3,000,000円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理としております。

リース料総額が3,000,000円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理としております。

(6) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式としております。

2. 重要な債務負担行為

該当事項はありません。

3. 重要な後発事象

該当事項はありません。

4. 行政コスト計算書関係

(1) 独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト

独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコストについては、次のとおりとなっております。

行政コスト	9,154,486円
自己収入等△	12,744,650円
法人税等及び国庫納付額	－円
機会費用	4,499,849円
<hr/>	
独立行政法人の業務運営に関して 国民の負担に帰せられるコスト	909,685円

(2) 機会費用の計算方法

① 政府出資等の機会費用の計算に使用した利率

政府出資等の機会費用の計算には、10年利付国債の令和5年3月末利回り0.320%を用いております。

② 国からの出向職員に生じる機会費用の計算方法

当該職員が国に復帰後退職する際の退職金のうち、独立行政法人での勤務期間に対応する額は、給与規定等に基づき計算しております。

5. キャッシュ・フロー計算書関係

資金の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金及び預金	558,134,375円
資金の期末残高	558,134,375円

6. その他独立行政法人の状況を適切に開示するために必要な会計情報

(1) 独立行政法人改革等に関する基本的な方針について

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成25年12月24日閣議決定）」において、独立行政法人制度を導入した本来の趣旨に則り、法人の政策実施機能の最大化と官の肥大化防止・スリム化の両立を図ることを目的として、法人共通の制度、運用の見直しについて、講ずべき措置が取りまとめられたほか、当機構について講ずべき措置として次の内容が定められ、第186回及び第189回国会にて法案が審議され成立しております。

【福祉医療機構】

- 中期目標管理型の法人とする。（第186回国会 閣第78号）
- 財務の健全性及び適正な業務運営の確保のため、金融業務に係る内部ガバナンスの高度化を図るとともに、福祉貸付事業及び医療貸付事業については、金融庁検査を導入する。（第189回国会 閣第23号）
- 承継年金住宅融資等債権管理回収業務について、資金の効率的運用の観点から、現在年1回とされている回収金の国庫納付を定期的に行えるよう所要の措置を講じる。（第189回国会 閣第23号）

(2) 金融商品の時価関係

① 金融商品の状況に関する事項

ア 金融商品に対する取組方針

当該勘定は、「独立行政法人福祉医療機構法（平成14年法律第166号。以下、「機構法」という。）」附則第5条の2に基づき、貸付金の管理及び回収業務を実施しております。なお、当該貸付金の財源は、政府出資金となっております。

イ 金融商品の内容及びそのリスク

当該勘定が保有する金融資産は、主として国内の個人に対する貸付金であり、貸付先の財務状況の悪化等に伴う貸付債権の価値の減少又は消失によってもたらされる信用リスクにさらされております。

ウ 金融商品に係るリスク管理体制

(i) 信用リスクの管理

利用者のほぼ全てが利用している信用保証制度により、損失発生リスクが軽減されております。

(ii) 流動性リスクの管理

資金不足が生じないよう、日々の回収の予定を精査し、資金繰りを厳正に管理しております。

② 金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりとなっております。なお、現金は注記を省略しており、預金、有価証券（譲渡性預金）及び預り金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

科 目	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 長期貸付金	326		
貸倒引当金	△ 0		
	326	326	0
(2) 破産債権、再生債権、 更生債権その他これら に準ずる債権	1		
貸倒引当金	△ 0		
	1	1	—

*1 長期貸付金は、1年以内回収予定長期貸付金を含んでおります。

*2 長期貸付金及び破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権は、対応する貸倒引当金を控除しております。

③ 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の三つのレベルに分類しております。

レベル1の時価： 同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価： レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価： 重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

○ 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
(1) 長期貸付金	—	—	326	326
(2) 破産債権、再生債権、 更生債権その他これら に準ずる債権	—	—	1	1

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

(i) 長期貸付金

長期貸付金の時価は、貸付金の種類ごとに元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場

合に想定される利率で割り引いて算定しております。なお、貸倒懸念債権等については担保の処分見込額及び保証による回収見込額に基づいて貸倒引当金を算定しており、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒引当金を控除した金額に近似していることから当該価額を時価としております。

これらの取引については、レベル3の時価に分類しております。

(ii) 破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権

担保の処分見込額及び保証による回収見込額に基づいて貸倒引当金を算定しており、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒引当金を控除した金額に近似していることから当該価額を時価としており、レベル3の時価に分類しております。

【表示方法の変更】

当事業年度より、会計基準における時価の算定に関する規定を適用しております。

(3) 退職給付引当金関係

各勘定における退職給付引当金に関する事項は、次のとおりとなっております。

① 採用している退職給付制度の概要

当機構は、確定給付型の制度として企業年金基金制度及び退職一時金制度を設けており、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。当機構の企業年金基金制度は複数事業主制度となっておりますが、年金資産の額を退職給付債務の比率に応じて合理的に算定できるため、関連する注記は、以下の確定給付制度の注記に含めて記載しております。企業年金基金制度（積立型制度となっております。）では、給与と勤務期間に基づいた年金を支給しております。退職一時金制度（非積立型制度となっております。）では、退職給付として給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

なお、当機構が加入する公庫厚生年金基金においては、平成25年4月1日付けで厚生労働大臣から厚生年金の将来期間の代行部分に係る支給義務の免除の認可を、また、平成26年10月1日付けで過去分返上の認可を受け、平成29年9月22日付けで国に返還額（最低責任準備金）の納付を完了しております。

② 確定給付制度

ア 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表（ウに掲げられたものを除く。）

（単位：円）

区 分	金 額
期首における退職給付債務	2,558,450
勤務費用	54,490
利息費用	6,892
従業員からの拠出額	—
数理計算上の差異の発生額	△ 261,038
退職給付の支払額	△ 88,819
過去勤務費用の発生額	—
その他	—
期末における退職給付債務	<u>2,269,975</u>

イ 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：円)

区 分	金 額
年金資産の期首残高	2,058,165
期待運用収益	41,163
数理計算上の差異の発生額	△ 288,066
事業主からの拠出額	91,343
従業員からの拠出額	—
退職給付の支払額	△ 88,819
その他	—
年金資産の期末残高	<u>1,813,786</u>

ウ 簡便法を適用した制度の退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

(単位：円)

区 分	金 額
期首における退職給付引当金	3,400,197
退職給付費用	26,431
退職給付の支払額	△ 146,378
期末における退職給付引当金	<u>3,280,250</u>

エ 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

(単位：円)

区 分	金 額
積立型制度の退職給付債務	2,269,975
年金資産	△ 1,813,786
積立型制度の未積立退職給付債務	456,189
非積立型制度の退職給付債務	<u>3,280,250</u>
未積立退職給付債務	3,736,439
未認識数理計算上の差異	—
未認識過去勤務費用	—
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>3,736,439</u>
退職給付引当金	3,736,439
前払年金費用	—
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>3,736,439</u>

オ 退職給付に関する損益

(単位：円)

区 分	金 額
勤務費用	54,490
利息費用	6,892
期待運用収益	△ 41,163
数理計算上の差異の費用処理額	27,028
過去勤務費用の費用処理額	—
簡便法で計算した退職給付費用	<u>26,431</u>
確定給付制度に係る退職給付費用	<u><u>73,678</u></u>

カ 年金資産合計の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりとなっております。

株 式	26%
債 券	62%
そ の 他	0%
一 般 勘 定	11%
現 金 及 び 預 金	1%
合 計	100%

キ 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

ク 数理計算上の計算基礎に関する事項

当該事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎については、次のとおりとなっております。

区 分	令和5年3月31日現在
割引率	0.3%
長期期待運用収益率	2.0%

③ 確定拠出制度

当機構の確定拠出制度への要拠出額は11,393円となっております。

(4) 不要財産に係る国庫納付について

不要財産としての国庫納付等を行った資産の種類	現金及び預金
不要財産となった理由	労災年金担保貸付事業に関する平成30年10月30日付会計検査院からの意見表示を踏まえ、当該事業の実績及び今後の事業規模を考慮するなどして真に必要な政府出資金の額を厚生労働省と検討したうえ、当該事業に係る政府出資金相当額の一部については、将来にわたり事業を確実に実施するうえで必要がなくなったと判断したため。
国庫納付等の方法	現物納付 (独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第46条の2第1項)
譲渡収入による現金納付等を行った資産に係る譲渡収入の額	—
国庫納付等に当たり譲渡収入より控除した費用の額	—
国庫納付等の額	1, 138, 478, 261円
国庫納付等が行われた年月日	令和4年12月15日
減資額	1, 138, 478, 261円

(注) 地方公共団体及びその他民間等への払戻額はありません。

(5) 年金担保貸付勘定及び労災年金担保貸付勘定について

独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針(平成22年12月7日閣議決定)において、次のとおり記載されております。

講ずべき措置		実施時期	具体的内容
不要資産の国庫返納	政府出資金等	平成23年度以降実施	業務廃止後、年金担保貸付勘定及び労災年金担保貸付勘定の不要資産(約58億円)を国庫納付する。

なお、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律(令和2年法律第40号)において事業廃止が決定され、令和3年度末に新規貸付の申込受付を終了しております。

また、令和4年4月1日に施行された改正後の機構法附則第5条の2第5項に基づき、それぞれの勘定の名称を「年金担保債権管理回収勘定」と「労災年金担保債権管理回収勘定」に変更しております。

附 属 明 細 書

1 固定資産の取得及び処分並びに減価償却費（「第87 特定の資産に係る費用相当額の会計処理」による減価償却相当額も含む。）の明細

(単位：円)

資産の種類	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	減価償却累計額		差引当期末残高	摘要
					当期償却額			
有形固定資産 (減価償却費)	建物	138,214	—	—	138,214	111,713	8,033	26,501
	車両運搬具	49,649	6,049	49,649	6,049	421	421	5,628
	工具器具備品	2,385,445	25,991	6,588	2,404,848	1,791,786	248,265	613,062
	計	2,573,308	32,040	56,237	2,549,111	1,903,920	256,719	645,191
無形固定資産 (減価償却費)	ソフトウェア	3,709,597	23,940	—	3,733,537	3,588,916	80,384	144,621
投資その他の資産	長期貸付金	304,813,044	46,050,000	288,661,100	62,201,944	—	—	62,201,944
	破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権	996,985	1,211,583	776,618	1,431,950	—	—	1,431,950
	計	305,810,029	47,261,583	289,437,718	63,633,894	—	—	63,633,894

(注) 長期貸付金の当期増減額は、労災年金担保貸付事業の新規融資の終了によるものです。

2 長期貸付金の明細

(単位：円)

区分	(うち長期貸付金額) 期首残高	当期増加額	当期減少額		(うち長期貸付金額) 期末残高	摘要
			回収額	償却額		
労災年金担保貸付金	(304,813,044) 790,112,627	46,050,000	508,311,917	—	(62,201,944) 327,850,710	(注)

(注) 1年以内回収予定長期貸付金及び破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権を含んでいます。

3 引当金の明細

(単位：円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	摘要
			目的使用	その他		
賞与引当金	205,969	206,938	205,969	—	206,938	

4 貸付金等に対する貸倒引当金の明細

(単位：円)

区分	貸付金等の残高			貸倒引当金の残高			摘要
	期首残高	当期増減額	期末残高	期首残高	当期増減額	期末残高	
未収収益	1,934,628	△ 1,108,083	826,545	505	180	685	(注)
正常先債権	1,928,725	△ 1,102,950	825,775	505	△ 76	429	
要注意先債権	5,903	△ 5,133	770	—	256	256	
未収金	296	△ 296	—	—	—	—	
正常先債権	296	△ 296	—	—	—	—	
要注意先債権	—	—	—	—	—	—	
未収計	1,934,924	△ 1,108,379	826,545	505	180	685	
1年以内回収予定長期貸付金	484,302,598	△ 220,085,782	264,216,816	126,886	68,556	195,442	
正常先債権	484,302,598	△ 220,260,205	264,042,393	126,886	10,416	137,302	
要注意先債権	—	174,423	174,423	—	58,140	58,140	
流動計	486,237,522	△ 221,194,161	265,043,361	127,391	68,736	196,127	
長期貸付金	304,813,044	△ 242,611,100	62,201,944	79,601	9,004	88,605	
正常先債権	303,815,862	△ 241,782,961	62,032,901	79,601	△ 47,344	32,257	
要注意先債権	600,000	△ 430,957	169,043	—	56,348	56,348	
破綻懸念先債権	397,182	△ 397,182	—	—	—	—	
破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権	996,985	434,965	1,431,950	337,834	△ 117,467	220,367	
固定計	305,810,029	△ 242,176,135	63,633,894	417,435	△ 108,463	308,972	
計	792,047,551	△ 463,370,296	328,677,255	544,826	△ 39,727	505,099	

(注) 貸倒引当金の計上基準については、重要な会計方針(3)を参照してください。

5 退職給付引当金の明細

(単位：円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
退職給付債務合計額	5,958,647	△ 173,225	235,197	5,550,225	
退職一時金に係る債務	3,400,197	26,431	146,378	3,280,250	
確定給付企業年金等に係る債	2,558,450	△ 199,656	88,819	2,269,975	
未認識過去勤務費用及び未認識数理計算上の差異	—	—	—	—	
年金資産	2,058,165	△ 155,560	88,819	1,813,786	
退職給付引当金	3,900,482	△ 17,665	146,378	3,736,439	

6 役員及び職員の給与の明細

(単位：千円、千円未満切捨て、人)

区分	報酬又は給与		退職手当	
	支給額	支給人員	支給額	支給人員
役員	(4) 73	(0.00) 0.00	8	0.00
職員	2,054	0.28	135	0.01
合計	(4) 2,127	(0.00) 0.28	144	0.01

(注)1 役員に対する給与等の支給基準の概要

役員の給与及び退職手当については、独立行政法人福祉医療機構役員給与規程等に基づき、適正額を支給しております。

2 職員に対する給与等の支給基準の概要

職員の給与及び退職手当については、独立行政法人福祉医療機構職員給与規程等に基づき、各職員の職能に応じて適正額を支給しております。

3 職員等の給与の「支給人員」数は、年間平均支給人員数を記載しております。

4 ()は非常勤の役員及び職員に対するもので外数です。